平成２１年（フ）第３９９号
神奈川県相模原市磯部405番地　柏ハイツＡ201
債務者　本多　真澄
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４２６号
神奈川県相模原市磯部904番地２
債務者　大木　正和
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４２８号
神奈川県相模原市淵野辺本町１丁目14番３号
債務者　塩野　由美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４３６号
神奈川県相模原市東淵野辺５丁目１番15号トレモンテ相模原203
債務者　崇谷　優子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４４２号
神奈川県相模原市富士見５丁目６番４―505号
債務者　栗崎加代子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４４３号
神奈川県相模原市新磯野１―17―５―202、住民票上の住所神奈川県相模原市相武台団地２丁目７番８―15号
債務者　尾崎真祐美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４４８号
神奈川県相模原市城山町中沢601番地４　プルデン中沢Ｄ号棟
債務者　冨田亜紀子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４４９号
神奈川県相模原市横山３丁目33番６号　スターヒルズ203
債務者　田中　哲也
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４５０号
神奈川県相模原市矢部１丁目12番22号　ダイホープラザ相模原Ⅲ202
債務者　髙瀬　　勝
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４５１号
神奈川県相模原市相模原５丁目２番13号　藤ビル601
債務者　渡部　泰徳
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４５２号
神奈川県相模原市大野台２丁目18番26号　サンコート大野台505号
債務者　堂　　昌弘
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６１０号
栃木県日光市荊沢540番地407　４号棟、前住所栃木県日光市大室1830番地315
債務者　福田　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７７３８号
大阪府茨木市寺田町19番15号
債務者　松元ゆかり
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７７６号
大阪市西成区千本中１丁目１番１―511号
債務者　野田真由美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７８０号
大阪市平野区喜連西４丁目６番64―602号
債務者　下中　　司
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部